

「長期収載品の選定療養について」

2024年の診療報酬改定により、2024年10月から長期収載品の選定療養の制度が導入されます。

この制度は、患者様の希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を希望した場合、後発医薬品の最高価格帯との**差額の4分の1相当を、特別の料金として、患者様が負担する**仕組みです。

ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となります。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

